

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、福山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和元年十月三十一日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十年四月十六日付け広島県報によってその概要を公告した福山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 土地利用計画

地区名	施設及び規模
一 文字	埠頭用地 六ヘクタール 港湾関連用地 三ヘクタール 緑地 二ヘクタール
沖 浦	埠頭用地 二ヘクタール 港湾関連用地 一ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）